

平成30年 業種別労働災害発生状況

(平成30年10月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成30年			平成29年同期			対前年		業種割合	平成29年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	4	173 [64]	177 [64]	5	163 [54]	168 [54]	9	5.4	100.0	6	224	230
製造業	2	20 [4]	22 [4]	1	35 [5]	36 [5]	-14	-38.9	12.4	1	41	42
食料品	1	8 [3]	9 [3]		8 [3]	8 [3]	1	12.5	5.1		12	12
木材木製品					1	1	-1	-100.0			1	1
窯業・土石		1	1		3 [1]	3 [1]	-2	-66.7	0.6		3	3
鉄鋼業	1	6 [1]	7 [1]	1	5	6	1	16.7	4.0	1	5	6
金属・機械		3	3		5	5	-2	-40.0	1.7		5	5
輸送用機械		2	2		3	3	-1	-33.3	1.1		4	4
その他の製造業					10 [1]	10 [1]	-10	-100.0			11	11
鉱業・土石採取業								-				
建設業	1	22 [3]	23 [3]	1	21 [4]	22 [4]	1	4.5	13.0	2	31	33
土木工事業		5	5	1	8 [2]	9 [2]	-4	-44.4	2.8	1	10	11
建築工事業	1	14 [3]	15 [3]		11 [2]	11 [2]	4	36.4	8.5	1	18	19
木造建築業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.6		3	3
その他の建設業		2	2				2	-	1.1			
道路貨物運送業		12 [2]	12 [2]	1	16 [4]	17 [4]	-5	-29.4	6.8	1	22	23
その他の運輸業		9 [6]	9 [6]		5 [1]	5 [1]	4	80.0	5.1		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		1	1		1	1			0.6		1	1
林業				2	1	3	-3	-100.0		2	1	3
漁業		3	3		2	2	1	50.0	1.7		2	2
卸売・小売業		35 [18]	35 [18]		23 [12]	23 [12]	12	52.2	19.8		33	33
社会福祉施設		13 [6]	13 [6]		10 [5]	10 [5]	3	30.0	7.3		17	17
旅館業		14 [8]	14 [8]		8 [6]	8 [6]	6	75.0	7.9		12	12
清掃業		16 [7]	16 [7]		9 [5]	9 [5]	7	77.8	9.0		14	14
上記以外の事業	1	28 [10]	29 [10]		32 [12]	32 [12]	-3	-9.4	16.4		44	44

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 平成31年2月1日、墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)に係る法令が改正されます。墜落制止用器具に係る説明会を平成30年12月19日に開催します。詳しくは室蘭労働基準監督署にお問い合わせください。(電話:0143-23-6131)
- 建設工事追い込み期労働災害防止運動(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)
- 「働き方」が変わります!!
2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。
- 北海道最低賃金は、平成30年10月1日から時間額835円に改訂されました。



平成30年10月末 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	製造業	墜落、転落	構築建築物	被災者は、屋外の集積場において、原料を放水により、水路に落とし込む作業を行っていたところ、何らかの要因で水路に転落し、水路を流れている原料に押され、柵と原料との間に挟まり、窒息により死亡したものの。
2	3	8時台	製造業	巻き込まれ	コンベヤー	被災者は、原料破砕設備において、同僚と共に始業前の点検を行っていた。同僚のオペレーターがベルトコンベヤーの可動スイッチを順次入れた際、操作盤に異常が表示されたため、可動スイッチを切って確認に向かったところ、ベルトコンベヤーに挟まれた被災者を発見したものの。
3	8	12時台	官公署	高温との接触	高温環境	被災者は、農業用水路の維持管理業務を行っていた。被災当日の午前中、1人で刈払機を使用して用水路の周りの草刈り作業を行っていたが戻らず、翌日、草むらに仰向けに倒れているところを発見されたが、熱中症により既に死亡していた。当日の気温は23度から26度。
4	9	16時台	建設業	巻き込まれ	建設機械	被災者は、建設物の基礎工事現場において、スコップで基礎杭周囲の土砂の埋戻し作業を行っていたところ、同じく土砂の埋戻し作業を行っていたドラグ・ショベルが後進して轢かれたものの。

平成29年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	11時台	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したものの。 相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	2	9時台	鉄鋼業	有害物との接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したものの。
3	4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したものの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	4	14時台	建設業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したものの。
5	10	10時台	林業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、チェーンソーで立木を伐倒していたとき、近くの立木にかかっていたかかり木が外れ、被災者に激突した。被災者は、木の下敷きになり、全身を強く打ち、多発外傷により死亡したものの。
6	11	11時台	建設業	崩壊、倒壊	階段	被災者は、同僚と建築物の解体工事を行っていたとき、何等か理由で既設の地下1階部のコンクリート製の階段の裏に入場していた際、階段が倒壊した。その下敷きになり外傷性ショックにより死亡したものの。